

水産業振興プラン

～東京における持続可能な水産業の実現～

平成26(2014)年3月

東京都

「水産業振興プラン」の改定に当たって

東京都には、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島に至る広大な海域や多摩川などの河川があり、特に島しょ地域の各島々に接する海域は、日本の排他的経済水域全体の38%にも及んでいます。

この海や河川で営まれている水産業は、地域の基幹産業として都民へ新鮮で安全・安心な水産物を提供しているほか、水辺のレジャーの提供や環境保全機能などの多面的機能も有しており、人々の生活に安らぎや潤いをもたらしています。

東京都では、豊かな海や川で水産業を活性化することをめざして、水産業振興プランに基づき、地域の状況に対応した基盤整備や水産生物の生息環境の改善につながる調査・研究など様々な取組を進めてきました。

これらにより、漁業協同組合などによる水産加工の取組の活発化や、江戸前アユの増加など、新たな可能性の芽が出てきています。しかし、東京の水産業は、海や河川の環境変化や燃油の高騰などの厳しい要因もあり、漁獲の低迷・偏りや、漁業者の高齢化・減少が進行しています。そのため、こうした課題を解決しつつ新たな芽を育て、持続可能な水産業を実現するために、このたびプランを改定いたしました。

今回改定したプランでは、キンメダイなどを将来に亘って利用するための効果的な資源管理のほか、島しょ地域のサバや江戸前アユなど、低・未利用となっている水産資源の有効活用に向けた施策、漁業活動の基礎となる施設や漁場といった生産基盤の整備などに重点的に取り組めます。

東京都は、持続可能な水産業を実現するため、本プランに掲げた様々な施策を、漁業関係者をはじめ、行政や研究機関などと連携しながら全力を上げて取り組んで参ります。

都民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成26(2014)年 3月

東京都産業労働局長 塚田 祐次

目 次

水産業振興プラン改定の基本的な考え方	・ ・ ・ ・	1
第 1 章 東京の水産業の概況	・ ・ ・ ・	5
第 2 章 東京の水産業の現状と課題	・ ・ ・ ・	1 5
第 3 章 施策展開の基本方針	・ ・ ・ ・	3 5
第 4 章 持続可能な水産業を実現する施策	・ ・ ・ ・	3 9
1 施策の体系	・ ・ ・	4 0
2 施策の内容	・ ・ ・	4 3
資料編	・ ・ ・ ・	6 3
1 都民のみなさまなどからのご意見	・ ・ ・	6 4
2 前プランの主な取組と成果	・ ・ ・	6 7
3 東京都農林・漁業振興対策審議会答申（概要）	・ ・ ・	7 1

水産業振興プラン改定の基本的な考え方

水産業振興プラン改定の基本的考え方

1 プラン改定の目的

東京内湾から小笠原諸島に至る広大な東京都（以下「都」という。）の海域は、伊豆諸島を中心として日本でも有数の好漁場を形成し、都民に新鮮で安全な水産物を供給するとともに、釣りなどの海洋性レクリエーションを楽しめる快適な水辺環境も提供しています。

一方、多摩川などの河川は、上流部ではマス類の養殖、河口付近ではシジミ漁業などが行われるとともに、アユ、ヤマメ、フナなどの釣りや川遊びなど、都民の憩いの場として広く利用されています。

しかしながら、東京の水産業は規模の小さな個々の漁業者による沿岸漁業が中心となっており、厳しい自然環境、社会経済環境の影響を受けやすい構造となっています。

こうした東京の水産業を、地域の重要な産業として長期的な視点のもとで振興を図っていくため、都では平成18年2月に水産業振興プラン（川編）を、平成21年3月には水産業振興プラン（海編）を策定し、これまで様々な施策を展開してきました。

これらにより、島しょ地域では十分に活用されていない水産資源を漁業協同組合の女性部らが加工品として開発するなど、新たな取組も見られるようになってきました。しかし、近年、漁業の対象はキンメダイに著しく偏っており、資源の減少が懸念されていることや、多摩川で天然アユの遡上が増大したものの、中下流域に大量に滞留していることなど、地域によって様々な課題が存在しています。

そこでこれまでのプランの成果と、東京の水産業の現状を踏まえた上で、持続可能な水産業の実現に向けて、効果的な施策展開を図るためにプランを改定することとしました。

2 プランの位置付けと計画期間

- 今回改定する水産業振興プラン（以下「本プラン」という。）は、平成25年5月の東京都農林・漁業振興対策審議会答申「東京における持続可能な水産業の方向について」を踏まえ、今後の施策展開の基本的な方向と施策を示したものです。

- 本プランは、水産業振興に係る都の目指すべき方向と具体的な取組を明らかにすることにより、漁業者及び水産業団体、区市町村に対して連携した取組を促し、都民に対しては理解と協力を求めていくものです。
- 本プランは、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間としますが、社会経済情勢の変化に対応して、必要な見直しを図ります。



